

古いビルの所有者様

耐震診断費用

最大 200万円 分を 市が補助！

対象要件

- 昭和56年5月31日以前に建築 (注1)
- 多くの人が利用する建築物 (注2)
- 延べ面積1,000㎡以上 (注2)

補助額

- 補助対象経費の2/3 かつ100万円以内 (注4)

申込み

5月15日から 5月30日 まで (注3)

広島市役所 6階 建築指導課 へ ☎ (082)504-2288

あなたのビルも
対象かも。
お気軽に
ご相談ください！

注1: 昭和56年5月31日以前に着工されたもので、建築時に適法であったことが確認できるもの

注2: 広島市建築物耐震改修促進計画(第3期)資料編P.資-1

(1)特定既存耐震不適格建築物及び要緊急安全確認大規模建築物 表【用途・規模等】の用途が
「①多数の者が利用する建築物」で「特定既存耐震不適格建築物の用途に応じた規模要件」を満たすもの

注3: 申込みが多数の場合は、抽選となります。

注4: 緊急輸送道路(広島市建築物耐震改修促進計画(第3期)資料編P.資-11

表【沿道建築物の耐震診断等の促進を図ることが必要な道路】に記載された道路)沿道の建築物は、
上限100万円が200万円になります。

※ 各年度の補助事業の実施の有無や内容は、前年度末から新年度初めに決定されるため、
中止や変更(申込時期や補助額含む)の可能性があります。

※ 詳細は「広島市民間建築物耐震診断補助金交付要綱」をご確認ください。

※ 住宅の耐震化に係る補助金については、住宅政策課(☎(082)504-2292)へお問い合わせください。

補助金申請手続きの流れ（民間建築物の耐震診断）

申込書の受付

～5月末日

申請書の受付

交付決定・契約

耐震診断
報告書提出

～1月末

補助の金額確定

請求書の提出

～2月末

補助金の振込み

原則、請求日から30日後

補助額、補助要件、手続きなど、

不明な点は、申し込む前にお問い合わせください。

申込多数の場合は、6月初めに抽選を行います。

建築指導課からの連絡後に、申請書を提出してください。

申請に必要な書類は次のとおりです。

- ①補助金交付申請書
- ②登記事項証明書などの建築物所有者がわかるもの
- ③納税証明書(市税)
- ④建築物の管理団体の総会の決議書など(区分所有の場合)
- ⑤建築物の確認済み及び検査済みを証する書類等
- ⑥付近見取図、配置図、平面図、立面図、断面図、現況外観写真など
- ⑦耐震診断(診断評価を含む)に要する費用の見積書又はその写し
- ⑧耐震診断者の要件を確認できる書類
- ⑨課税事業者届出書(消費税等の課税事業者である場合)など
- ⑩その他必要な書類

書類審査後、交付を決定します(通知書をお渡しします)。

交付決定後、速やかに契約してください。

耐震診断の実施後、

診断結果について第三者評価機関による評価を受けた上で、報告書を提出してください。

報告に必要な書類は次のとおりです。

- ①補助事業実績報告書
- ②耐震診断結果報告書及び評価機関による評価書の写し
- ③耐震診断の実施に関する契約書の写し
- ④耐震診断の実施に要した経費に係る請求書の写しなど
- ⑤その他必要な書類

※ 全ての記載は、予定です。年度により異なる可能性があります。

※ 詳細は「広島市民間建築物耐震診断補助金交付要綱」をご確認ください。

※ 申込書・申請書の受付は、補助金の交付を約束するものではありません。

※ 契約は、交付決定日以降にしてください。

※ 各種書類の提出が遅れた場合、交付決定を受けていても、補助金を交付できないことがあります。

※ 申請件数が少ない場合、6月以降にも申請受付を行うことがありますが、それでも8月末を目途に打ち切る可能性が高いです。

ご不明な点は 広島市役所 建築指導課 へ
お気軽にお問い合わせください。

☎ (082) 504-2288